

議案第6号

つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例及びつくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例（平成18年つくばみらい市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第2号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第2号において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項」に改める。

第10条第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改める。

(つくばみらい市手数料条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市手数料条例（平成18年つくばみらい市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

「

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は第38条対象電磁的記録を出力したものとの交付	1枚につき	白黒 10円
--	-------	--------

」を

「

3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は第38条対象電磁的記録を出力したものとの交付	1枚につき	白黒 10円
--	-------	--------

」に、

議案第6号-1

6 情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象主張書面等を複写したもの又は第78条対象電磁的記録を出力したものの交付	1枚につき 白黒 10円
---	-----------------

」を

6 情報通信技術活用法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象主張書面等を複写したもの又は第78条対象電磁的記録を出力したものの交付	1枚につき 白黒 10円
---	-----------------

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月5日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

#### 提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条項にずれが生じたため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第16号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(書面審理)	(書面審理)
第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。	第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。
2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号。第10条第2号において「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成14年法律第151号。第10条第2号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。
3~5 (略)	3~5 (略)
(手数料の額等)	(手数料の額等)
第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を <u>情報通信技術活用法第7条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用	(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を <u>情報通信技術利用法第4条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用

して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

つくばみらい市手数料条例(平成18年つくばみらい市条例第44号)新旧対照表(第2条関係)

改正案				現行			
別表第7(第2条, 第5条関係)				別表第7(第2条, 第5条関係)			
区分	種類	単位	金額	区分	種類	単位	金額
行政不服	1 (略)	(略)	(略)	行政不服	1 (略)	(略)	(略)
審査関係	2 (略)	(略)	(略)	審査関係	2 (略)	(略)	(略)
手数料	3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は第38条対象電磁的記録を出力したものの交付	1枚につき	白黒 10円	手数料	3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は第38条対象電磁的記録を出力したもの	1枚につき	白黒 10円
	4 (略)	(略)	(略)		4 (略)	(略)	(略)
	5 (略)	(略)	(略)		5 (略)	(略)	(略)
	6 情報通信技術活用法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象主張書面等を複写したも	1枚につき	白黒 10円		6 情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象主張書面等を複写したも	1枚につき	白黒 10円

の又は第78条対象電磁的記  
録を出力したものの交付

備考 (略)

の又は第78条対象電磁的記  
録を出力したものの交付

備考 (略)